

自己点検事項

◇ 小児入院医療管理料3(A307)

(1)小児科を標榜している病院である。 (適 ・ 否)

(2)専ら15歳未満の小児(◆)を入院させる病棟である。 (適 ・ 否)

※ 同一保険医療機関内に小児入院医療管理料1、2及び3を算定すべき病棟と、小児入院医療管理料4を算定すべき病室を持つ病棟とは混在できるが、小児入院医療管理料1、2、3又は4と小児入院医療管理料5の双方を算定することはできない。

(◆)小児慢性特定疾病医療支援(児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。)の対象である場合は、20歳未満の者)

(3)一般病棟入院基本料又は専門病院入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関である。 (適 ・ 否)

(4)医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数を配置している。 (適 ・ 否)

(5)当該保険医療機関内に小児科の常勤医師を5名以上配置している。 (適 ・ 否)

※ 小児入院医療管理料において、小児科の常勤の医師とは、小児科又は小児外科を専任する常勤の医師のことをいう。

※ 小児入院医療管理料において、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている小児科又は小児外科の非常勤医師を2人以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、これらの非常勤医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。

点検に必要な書類等 ・小児科の医師の出勤簿

医療機関コード
保険医療機関名

(6)看護配置等について、次のいずれも満たしている。 (適 ・ 否)

ア 当該病棟における1日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上である。

イ 当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、アの規定にかかわらず、2以上である。

(7)当該病棟の入院患者の平均在院日数が21日以内である。 (適 ・ 否)

【小児入院医療管理料 注2に規定する加算】

(1)当該病棟に専ら15歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士(◆)を1名以上配置している。 (適 ・ 否)

(◆)国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士

(2)内法による測定で30㎡以上のプレイルームがある。 (適 ・ 否)

※ プレイルームについては、当該病棟内にあることが望ましい。

(3)プレイルームには、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等がある。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等 ・様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌

点検に必要な書類等 ・平均在院日数の算出根拠となる書類

点検に必要な書類等 ・保育士の出勤簿

医療機関コード
保険医療機関名

【小児入院医療管理料 注4に規定する加算】

(1)小児入院医療管理料3、4又は5を届け出ている保険医療機関である。 (適 ・ 否)

(2) 当該病棟に専ら15歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士を1名以上配置している。 (適 ・ 否)

(3) 内法による測定で30㎡以上のプレイルームがある。 (適 ・ 否)

※ プレイルームについては、当該病棟内にあることが望ましい。

(4) プレイルーム内には、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等がある。 (適 ・ 否)

(5) 当該病棟において、他の保険医療機関から転院してきた患者(転院前の保険医療機関において新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定した患者に限る。)が直近1年間に5名以上である。 (適 ・ 否)

(6) 当該病棟において、15歳未満の超重症児又は準超重症児(医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定する短期入所の者を含む。)が直近1年間に10名以上入院している。

※ 入院期間が通算される入院については、合わせて1名として計上する。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・保育士の出勤簿

点検に必要な書類等

・当該病棟において、他の保険医療機関から転院してきた患者が確認できる書類

点検に必要な書類等

・当該病棟において、15歳未満の超重症児又は準超重症児が入院した数が確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名